

JGAP 残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドライン

2013年7月23日より有効

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010』の項目番号 6.6.5 及び『JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012』の項目番号 3.3.6、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 2012』の項目番号 5.6.4 で求める信頼のおける検査機関において、「日本 GAP 協会が推奨する検査機関」は以下のガイドラインに従って審査されます。推奨を受けたい検査機関は『日本 GAP 協会 検査機関の推奨に関する細則』もあわせて参照ください。

また「年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関」についても以下のガイドラインに従う必要があります。

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 第2.1版』の項目番号 1.4.3 における「これらと同等と見なされる機関」についても以下のガイドラインに従う必要があります。

外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている要件として、

- ・ 食品薬品安全センターの食品衛生外部精度管理調査
- ・ APLAC の APLAC 技能試験
- ・ Central Science Laboratory の FAPAS
- ・ 上記以外の ISO/IEC 17025 認定において有効と認められている外部精度管理試験

上記のいずれかの試験に年1回以上参加しており、試験結果が良好（Zスコアの絶対値2以下）となっていること。試験結果が良好でなかった場合、原因を究明し、改善措置が講じられたことが記録から分かること。

上記の信頼性を支えるものとして、下記の要件も満たすものとする。

1. 内部精度管理体制を保持するための手順を定めており、その手順に従って管理していることが記録から分かること。
2. 内部精度管理の担当者と分析担当者が別の人員となっていること。
3. 添加回収試験を定期的実施し、試験結果が良好（回収率および精度について下記の目標値を満たすこと）であること。試験結果が良好でなかった場合、原因を究明し、改善措置が講じられたことが記録から分かること。
4. 目標値と頻度の目安
 - 1) 回収率の目標値について
 - ・ 基準値が設定されている物質を対象とした回収試験
添加量が明らかな試験品において、添加した検査対象物質の回収率を少なくとも70%から120%を確保する。
 - ・ 不検出基準が設定されている物質を対象とした回収試験
定量下限値を確認し、その2倍の濃度において添加した検査対象物質の回収率を少なくとも70%から120%を確保する。

2) 精度の目標値について

添加量が明らかな試験品の分析を繰り返し、定量値の標準偏差及び相対標準偏差を求め、併行精度を確認する。併行精度の目標値は下表の通り。

濃度 (ppm)	試行回数 (回)	併行精度 (RSD%)
≤ 0.001	5	30 >
$0.001 < \sim \leq 0.01$	5	25 >
$0.01 < \sim \leq 0.1$	5	15 >
$0.1 <$	5	10 >

3) 内部精度管理（添加回収試験）の頻度の目安について

- ・ 残留農薬検査を週 1 回以上実施する場合、週 1 回以上添加回収試験を行い、さらに定期的に分析担当者ごとの 5 回の繰り返し添加回収試験を実施。但し、外部精度管理試験に参加した分析担当者はその年の内部での繰り返し添加回収試験を省略することができる。
- ・ 残留農薬検査が週 1 回未満の場合、検査の都度添加回収試験を行い、さらに定期的に分析担当者ごとの 5 回の繰り返し添加回収試験を実施。但し、外部精度管理試験に参加した分析担当者はその年の内部での繰り返し添加回収試験を省略することができる。

改定日

第 1 改定日：2013 年 7 月 22 日